

「千年の学校」公開講座

南アルプスユネスコエコパーク編 受講者募集

千年の学校は「人づくり」、「魅力づくり」、「活力づくり」の3つの観点を好循環させた地域づくりを目標に取り組んでいます。

本年度は、本町を代表する地域資源「世界農業遺産 茶草場農法」「日本で最も美しい村連合」「南アルプスユネスコエコパーク」の3つをテーマに「地域を知る」「愛する」「誇りを持つ」ための公開講座を開催しています。今回は、南アルプスユネスコエコパークの概要や理念、他の登録地域での取り組み、町内にある核心地域の原生自然環境保全地域（光岳周辺）について学びます。

【日時】 3月21日（水・祝）午後1時30分から4時まで

【会場】 資料館やまびこ（接岨区）

【内容】

講演①「南アルプスユネスコエコパークの概論とその取り組み」

講師：若松伸彦氏（横浜国立大学産学連携研究員、日本MAB

計画実行委員会事務局）

講演②「川根本町の資源 光岳周辺の自然と環境」

講師：鈴木正文氏（資料館やまびこ職員）

南アルプスユネスコエコパークの魅力を考えるワークショップ

【申込方法】

申込用紙を観光商工課あてに郵送またはFAXで提出、または電話にて申込みください。（※申込用紙は、全戸配布します。また、町のホームページからもダウンロードできます。）

【申込締切】 3月14日（水）まで



「特設人権相談所」開設日変更します

2月の特設人権相談所の開設日を、下記のとおり変更します。なお、開設場所・開設時間の変更はありません。

変更前 2月22日（木） ↓ 変更後 2月15日（木）

【特設人権相談所について】

特設人権相談所は、川根本町人権擁護委員4人が2人ずつの組となり、町内各所で開設します。相談は無料で、秘密は守られます。お気軽にご利用ください。

【開設時間】 午後1時から4時まで

【開設場所】 文化会館（2階・第2和室）

【受付】 予約の必要はありません。会場へ直接お越しください。

健康福祉課・健康づくり室 ☎(56)2224

成人式の会場にて歯科検診を実施

1月7日、町では、榛原歯科医師会の協力のもと、「フッ化物洗口事業」について、未実施者群である本年の新成人と実施者群である来年以降の新成人のむし歯の罹患状態を比較し、その事業効果を評価することを目的としています。

当日は、新成人53名が、会場内に設けられた検診スペースで歯科検診を受診しました。この歯科検診は、今後2年間にわたり、成人式の会場にて実施する予定です。



健康福祉課・地域福祉室 ☎(56)2224

後はどう生かしていくかが課題です。

「川根茶はおいしい」と誰もが誇りに思っているのですが、「どうおいしいのか?」「他産地と何が違うのか?」と聞かれて具体的に答えられる人は少ないのが現状。「甘い」と言ってもどのよう甘いのか、感じ方は人それぞれです。販売する立場として、消費者にきちんと伝えて購買に結びつけることが大切です。

エコティかわねのプログラムも然り。参加してもらえば「楽しい、また来たい」ともらえる自信はあるのですが、実際に足を運んでももらうまでの段階で「どう楽しいのか、誰に来てもらいたいのか」をうまく伝えられていない、と反省させられました。

では、川根茶が味以外で他産地と大きく違う点は何でしょう?それは観光地であるということ。大井川鉄道や夢の吊橋、奥大井

湖上駅など、全国的に名の知れた資源がすでにあります。川根茶を一生懸命PRしようとしなくても、多くの人が自らこの町に訪れてくれているのです。まずはその人たちに「川根茶」を知ってもらうことから始めなくては!だからこそ農家と交流できる茶縁喫茶や体験型プログラムの出番なのです。

観光の人をお茶に、お茶の人を観光に目を向けさせる。それはどちらの業界にも足を突っ込んでいる私たちの役割なのかもしれません。背筋がピンと伸びる思いです。



約20種の川根茶をテイスティングし、それぞれの特徴について意見を交わす参加者。

Eco-T
KAWANE

一般社団法人エコティかわね
川根本町桑野山424-6
電話:0547-58-7000
ファクス:0547-58-7001
E-mail:ecotkawane@gmail.com

神東美希 (かんとう みき)

平成24年5月から川根本町エコツーリズムネットワーク事務局を担当。この4月から一般社団法人エコティかわねの事務局長としてエコツーリズムを核とした様々なまちづくり事業を展開。



◆川根のみきていが綴る「ブログ版 川根本町エコティ日記」 <http://ecotkawane.eshizuoka.jp/>

介護保険の要介護認定を受けている場合、 障害者控除の適用と なることがあります！

介護保険の要介護認定を受けている場合、身体障害者手帳や療育手帳等を持っていなくても、確定申告において障害者（特別障害者）控除の対象となることがあります。対象となるかは、毎年12月31日現在の自立度、認知度の程度によって決まります。

控除は、申請により町が発行する認定書を確定申告の際に提出することで受けられます。前年に控除を受けられた方も、今回控除を希望する場合には再度申請が必要となりますので、ご注意ください。

認定書の申請は高齢者福祉課または総合支所窓口業務室にて随時受け付けています。ご不明な点はお問い合わせください。

【問】 高齢者福祉課・長寿介護室 ☎(56)2234
総合支所窓口業務室 ☎(58)7070